

○三条市移住・定住支援補助金交付要綱

平成27年9月30日

告示第463号

改正 平成30年3月28日告示第46号

平成31年4月1日告示第142号

令和3年4月1日告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進を図るため、予算の範囲内において三条市移住・定住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市外から市内に転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 定住 市内に住所を有する者が、継続して市内に生活の本拠を置き生活することをいう。
- (3) 空き家バンク 市内に存する空き家（居住を目的とする建築物であって、現に居住の用に供されていないものをいう。以下同じ。）の賃貸又は売却を希望する所有者等から提供された空き家の情報を移住希望者に提供する市の制度をいう。
- (4) 三世代同居用家屋 本人、父母、祖父母、子、孫その他の世帯のうち3世代の者が同居する又は隣接地に居住するための家屋をいう。
- (5) 民間賃貸住宅 賃貸借契約により賃貸借される住宅（貸間を含む。）であって、入居者の親族又は雇用主以外が所有するもの（三条市営住宅条例（平成17年三条市条例第161号）第3条第1号に規定する市営住宅を除く。）をいう。
- (6) 空き家改修事業 移住又は定住することを目的として、空き家バンクに登録されている家屋を改修する事業（市内事業者が施工するものに限る。）をいう。
- (7) 賃貸借等契約事業 移住することを目的として、空き家バンクに登録されている家屋を賃借又は購入する契約を締結する事業をいう。
- (8) 引っ越し事業 移住することを目的として、空き家バンクに登録されている家屋又は三世代同居用家屋に引っ越し事業をいう。
- (9) 住宅賃借事業 県外から移住することを目的として、民間賃貸住宅を賃借する事業

をいう。

(10) 地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第2の(1)に規定する地域おこし協力隊員をいう。

(補助金対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家改修事業、賃貸借等契約事業、引っ越し事業又は住宅賃借事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助を受けた、又は受ける場合は、市長が特に認める場合を除き補助対象事業としないものとする。ただし、住宅賃借事業にあつては、補助対象期間の累計が36月に達するまで補助対象事業とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請時において、40歳未満の世帯員がいる世帯であつて次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じて、それぞれに定める要件に該当するものの代表者とする。

(1) 空き家改修事業、賃貸借等契約事業及び引っ越し事業 次の要件の全てに該当する世帯

ア 市外から市内に転入しようとする世帯又は転入日の翌日から起算して2年を経過した世帯員のいない世帯（定住を目的とする空き家改修事業にあつては、空き家バンクに登録されている家屋に引っ越しをしようとする世帯又は空き家バンクに登録されている家屋に引っ越しをした翌日から起算して2年を経過した世帯員のいない世帯）

イ 市長が指定する期日までに補助対象事業を完了することができる世帯

(2) 住宅賃借事業 次の要件の全てに該当する世帯

ア 県外から市内に転入しようとする世帯又は県外から市内に転入した日の翌日から起算して180日を経過した世帯員のいない世帯

イ 県内の企業に就職し、又は県内で開業した世帯員のいる世帯

2 前項の規定にかかわらず、地域おこし協力隊員として転入した世帯員がいる世帯であつて次の要件の全てに該当するものの代表者は、空き家改修事業、賃貸借等契約事業及び引っ越し事業の補助対象者とすることができる。

(1) 世帯員が地域おこし協力隊を退任した日の翌日から起算して2年を経過していない世帯

(2) 市長が指定する期日までに補助対象事業を完了することができる世帯

3 前2項の規定にかかわらず、市町村民税を滞納している世帯員のいる世帯の代表者は補助対象者としなない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表に定めるとおりとし、住宅賃借事業の補助対象期間は交付申請の日の属する年度の4月から3月まで（住宅賃借事業に係る賃貸借契約の契約期間を上限とし、当該期間の初日が月の初日でない場合及び当該期間の末日が月の末日でない場合は、当該日の属する月は補助対象期間から除く。）とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	
空き家改修事業	空き家の改修費及び不要物の撤去費等の経費	補助対象経費の2分の1の額	上限50万円 (定住を目的とする場合は、上限10万円)
賃貸借等契約事業	不動産業者に支払う契約仲介手数料	補助対象経費の全額	上限5万円
引っ越し事業	引っ越し事業者を支払う引っ越し代金	補助対象経費の全額	上限10万円
住宅賃借事業	補助対象期間に係る民間賃貸住宅の賃借料（勤務先から住宅手当その他の賃借料に対する助成を受けている場合は、その額を控除した額）	補助対象経費の2分の1の額	

2 前項の場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、住宅賃借事業に係る1月当たりの補助金の額は、各月における次の各号に掲げる補助対象期間（過去の申請について既に交付の決定を受けた分を含む。）の累計の区分に応じて、それぞれに定める金額を上限とする。

(1) 1月目から12月目まで 5,000円

(2) 13月目から24月目まで 10,000円

(3) 25月目から36月目まで 20,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、三条市移住・定住支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類の記載内容について公簿により確認できる場合は、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 交付申請時における住所地の世帯全員の住民票の写し
- (2) 交付申請時における市町村民税に係る納税証明書
- (3) 補助対象経費に係る見積書等(住宅賃借事業を除く。)
- (4) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し(住宅賃借事業に限る。)
- (5) 雇用証明書(様式第2号)又は開業したことを証する書類(住宅賃借事業に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めた場合は、三条市移住・定住支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(前金払)

第8条 規則第6条ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとする者は、三条市移住・定住支援補助金前金払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、三条市移住・定住支援補助金実績報告書(様式第5号)に補助対象経費に係る支払が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査した上、補助金の額を確定し、三条市移住・定住支援補助金確定通知書(様式第6号)により報告者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 住宅賃借事業の交付決定を受け、その補助対象期間中に市外へ転出したとき。
- (3) 住宅賃借事業の交付決定を受け、その補助対象期間中に県内の企業に就職している、又は県内で開業し、事業を継続している世帯員がいなくなったとき。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月告示第46号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月告示第142号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月告示第161号）

この要綱は、告示の日から施行する。